

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【エンジェル税制について】</p> <p>租税特別措置法第37条の13、第41条の19に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置 A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置 B」という）のいずれかが選択可能な制度。加えて、租税特別措置法第37条の13の2に基づく、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等と併せた3優遇を総称しエンジェル税制という。地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等が優遇の対象となる。</p> <p>・ 特例措置の内容（拡充要件の概要）</p> <p>令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。</p>		
関係条文	<p>所得税：租税特別措置法第37条の13、租税特別措置法第41条の19、 租税特別措置法施行規則第18条の15、租税特別措置法施行規則第19条の11</p> <p>個人住民税：地方税法附則第35条の3</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特に、資金については、事業化前段階（プレシード・シード期）のスタートアップ企業への投資は限定的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点から、プレシード・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プレシード・シード期のスタートアップ企業は個人投資家（エンジェル投資家）からの出資を一般的な資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をする個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促進させ、資金需要旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行うことより、スタートアップ企業への投資を促進させる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

担当者等 (連絡先)	担当課：経済産業政策局産業創造課 (課長) 亀山 慎之介 (課長補佐) 平松 淳、北村 健太、長谷川 昌俊、藤本 知己 (担当) 登坂 直樹 電話：(代表) 03-3501-1511 (内線) 2691 (直通) 03-3501-1560 (FAX) 03-3501-0229 担当メールアドレス：tosaka-naoki@meti.go.jp
---------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和3年6月18日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	開業率：5.1%（令和2年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度利用者見込み：11,929人 令和5年度投資額見込み：126.36億円 （いずれも所得税における利用者見込み。地方税の優遇措置である譲渡損失発生時の繰越控除等については利用を見込んでいない。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることは有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	-	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-	

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）</p> <p>平成14年度 拡充（投資事業有限責任組合経由の投資を適用）</p> <p>平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）</p> <p>平成16年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）</p> <p>平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長）</p> <p>平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充）</p> <p>平成20年度 拡充（所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止）</p> <p>令和2年度 拡充（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、申請書類の一部削減）</p>